

年金 1 (問題)

問題 1 以下の各問に答えよ。〔なお、解答は解答用紙の所定の欄に記入すること〕(20点)

(1) 「適格退職年金契約の自主審査要領」と「確定給付企業年金法並びにこれに基づく政令及び省令について(法令解釈)」の加入者範囲に関する記述について空欄を埋めよ。

○ 適格退職年金

次に掲げる者は加入者とすることができない。

- ・ 役員(使用人兼務役員を除く)
- ・ 事業主である個人若しくはこれと生計を一にする ①
- ・ 業務委託契約、請負契約等、事業主と雇用契約以外の契約に基づく関係にある者のように ② と認められない者
- ・ 1年に満たない期間を定めて雇い入れられる者のように、日日雇い入れられる者及び臨時に期間を定めて雇い入れられる者
- ・ ③ 又は通常退職年齢までの期間が受給資格を得るに必要な期間に満たないことが明らかな者。ただし、 ③ 又は通常退職年齢を超えて勤務した場合には、その超えて勤務した期間を給付額算定の勤続(加入)期間に算入することとしているときは、受給資格を得るに必要な期間を満たすこととなったときに加入させることができる。

○ 確定給付企業年金

- ・ 実施事業所に使用される ④ は、加入者とする。
- ・ 実施事業所に使用される ④ が加入者となることについて規約で ⑤ を定めたときは、当該資格を有しない者は、前項の規定にかかわらず、加入者とししない。

(2) 「適格退職年金契約の自主審査要領」の制度廃止時や給付減額時に関する記述について空欄を埋めよ。

○ 制度が廃止された場合は、法令附則第 16 条第 1 項第 10 号イからニまでに該当する場合を除いて、 ⑥ は受益者等に帰属するようになっていること。

また、積立財産が退職年金の給付に充てるため ⑦ を超えている場合のその超える額は、受益者等又は事業主に帰属するようになっていること。

○ ⑧ に基づき給付額の減額変更を行う場合は、契約の一部解除となり、自主審査要領⑤2(2)イ又はロの場合を除き、減額部分に係る ⑥ は加入者に合理的な方法で分配する必要がある。また、やむを得ない事由に基づきある特定の加入者を適用除外する場合も契約の一部解除となり、適用除外となる加入者に係る ⑥ を当該加入者に合理的な方法で分配する必要がある。ただし、次に掲げる場合のそれぞれ次に定める金額についてはこの限りではない。

イ 事業主が契約の一部を解除して〔 ⑨ 〕となった者又は既に

〔 ⑨ 〕である者の個人別管理資産に充てる場合 減額部分に係る

〔 ⑥ 〕のうち個人別管理資産に充てる額又は〔 ⑩ 〕に充てる額

(注) 法規附則第 5 条第 2 項第 2 号の規定により〔 ⑩ 〕の一部について払込みを行う場合における上記イの〔 ⑩ 〕に充てる額は、法規附則第 5 条第 2 項第 2 号の規定による払込みを行った後の〔 ⑩ 〕となることに留意する。

ロ 中小企業退職金共済契約の被共済者となった者の被共済者持分額に充てるため事業主が契約の一部を解除し、独立行政法人勤労者退職金共済機構に引き渡す場合 当該独立行政法人勤労者退職金共済機構に引き渡す額

(3) 「確定給付企業年金法並びにこれに基づく政令及び省令について (法令解釈)」の「第 3 給付の額に関する事項」に関する記述について空欄を埋めよ。

- 加入者間で給付の額に差を設ける場合にあっては、〔 ⑪ 〕等において特定の職種に属する従業員に係る給与及び退職金等の労働条件が他の職種に属する従業員の労働条件とは別に規定されているなど、給付の額に差を設けることにつき〔 ⑫ 〕があること。
- 制度の目的が老後の〔 ⑬ 〕であることに鑑み、退職事由や〔 ⑭ 〕等により給付の額に格差を設ける場合においても、給付の額の格差が過大であること、〔 ⑮ 〕した者の給付の額の方が有利であることなど、制度の目的を逸脱するものであってはならないこと。

(4) 「確定給付企業年金法並びにこれに基づく政令及び省令について (法令解釈)」の「第 4 掛金の額に関する事項 2 予定利率の下限の設定の考え方」に関する記述について空欄を埋めよ。

- 規則四十三条第二項第一号の国債の利回りを勘案して〔 ⑯ 〕が定める率 (下限予定利率) は、直近〔 ⑰ 〕年間に発行された〔 ⑱ 〕の応募者利回りの平均又は直近〔 ⑲ 〕年間に発行された〔 ⑱ 〕の応募者利回りの平均の〔 ⑳ 〕を基準として設定されたものであること。

問題 2 以下の各問に答えよ。(20点)

- (1) 適格退職年金及び確定給付企業年金の財政再計算について、以下の設問に答えよ。
 - ①適格退職年金及び確定給付企業年金の予定利率の設定方法についてそれぞれ簡記せよ。
 - ②適格退職年金の新掛金の適用開始日と財政再計算日の関係及び確定給付企業年金の新掛金の適用開始日と計算基準日の関係についてそれぞれ簡記せよ。

- (2) 確定給付企業年金において積立金が積立上限額を上回った場合の取扱いについて、以下の設問に答えよ。
 - ①積立上限額の算定方法について簡記せよ。
 - ②積立金が積立上限額を上回った場合の掛金の控除には2通りの方法があるが、それぞれの方法について簡記せよ。

- (3) 日本アクチュアリー会及び日本年金数理人会が作成した「退職給付会計に係る実務基準」に記載されている割引率を設定するにあたっての基本的な考え方及び割引率を変更するにあたっての重要性基準についてそれぞれ簡記せよ。

問題 3 確定給付企業年金から確定拠出年金（企業型）への移行に関して、以下の設問に答えよ。
(20点)

- (1) 確定給付企業年金の積立金の一部を確定拠出年金（企業型）に移換する場合の各加入者の個人別管理資産に充てることのできる額（移換相当額）に関する法令上の要件について簡記せよ。

- (2) 確定給付企業年金の積立金の一部を確定拠出年金（企業型）に移換する場合の確定給付企業年金の積立金（各加入者の移換相当額の合計額を除く）に関する法令上の要件について簡記せよ。

- (3) 確定給付企業年金の 20%を確定拠出年金（企業型）に移行することとした。この場合、次の A、B の移換相当額を計算せよ。（計算過程での端数処理は小数点以下 5 桁以上を持って計算するものとし、最終計算結果について小数点以下第 1 位を四捨五入し、整数値で解答すること。）
A・・・現在年齢 50 歳、加入者期間 28 年、仮想個人勘定残高 1,000
B・・・現在年齢 40 歳、加入者期間 18 年、仮想個人勘定残高 500
なお、給付設計、最低保全給付の算定方法、最低積立基準額を計算するための前提については、次のとおりとする。

○給付設計

- ・ 給付額算定方法・・・キャッシュバランスプランとし、退職事由別係数は乗じないものとする。
- ・ 老齢給付金・・・加入者期間 20 年以上かつ 60 歳到達時に 20 年保証期間付終身年金（＝仮想個人勘定残高÷指標利率に応じた 20 年確定年金現価率）を支給。
- ・ 脱退一時金・・・加入者期間 20 年未満で加入者の資格を喪失した場合、または加入者期間が 20 年以上である者が 60 歳到達前に加入者の資格を喪失した場合に一時金（＝仮想個人勘定残高）を支給。

○最低保全給付の算定方法

- ・ 基準日において加入者である者のうち、基準日の翌日に加入者の資格を喪失した場合に老齢給付金を受けるための要件のうち老齢給付金支給開始要件以外の要件を満たす者：
基準日の翌日に加入者の資格を喪失した場合に支給されることとなる老齢給付金の額に、当該加入者の基準日時点の年齢に応じ別表に定める係数を乗じて得た額。
- ・ 基準日において加入者である者のうち、上記に定める者以外の者：
基準日の翌日に加入者の資格を喪失したとした場合に支給されることとなる脱退一時金の額に、当該加入者の基準日時点の年齢に応じ別表に定める係数を乗じて得た額。
- ・ 別表に定める係数：
各年齢において、全て 1.0 とする。

○最低積立基準額を計算するための前提

- ・ 最低積立基準額を算定するための予定利率＝2.5%、最低積立基準額を算定するための再評価率、指標利率＝3.0%
- ・ 20 年確定年金現価率：
15.8（予定利率 2.5%の場合）、15.1（予定利率 3.0%の場合）
- ・ 80 歳支給開始終身年金現価率：
現在年齢 40 歳＝1.6、現在年齢 50 歳＝2.1（予定利率 2.5%の場合）
現在年齢 40 歳＝1.3、現在年齢 50 歳＝1.8（予定利率 3.0%の場合）

(4) (3) の計算結果において、移換相当額と確定拠出年金への移換部分にかかる仮想個人勘定残高に差が生じる要因について述べよ。

(5) 退職給付費用の安定化（割引率や資産運用の変動に伴う退職給付費用の変動を抑制すること）を目的として、確定給付企業年金の給付の一部を確定拠出年金（企業型）に移行しようと考えている企業がある。確定拠出年金の制度設計の観点から、アクチュアリーとしてどのようなアドバイスをすべきか、留意点も含め、解答用紙に 10 行以内で簡記せよ。

問題 4 確定給付企業年金の非継続基準の財政検証に関して、以下の設問に答えよ。(40点)

- (1) 確定給付企業年金において、非継続基準の財政検証に抵触した場合に、積立不足に伴い拠出すべき掛金の額の計算方法が 2 通りある。2 つの計算方法について具体的な内容を述べよ。(解答用紙は 1 枚以内とすること)

- (2) (1) を踏まえ、確定給付企業年金における非継続基準の財政検証に関する現状の取扱いについての問題点の有無を述べよ。また、問題点があると考えられる場合は、どのような問題点があってそれをどのように改善すべきかについて、具体的方策とそのように考える理由を述べよ。逆に、問題点がないと考えられる場合には、そのように考える理由を述べよ。(解答用紙は 2 枚以内とすること)

年金 1 解答例

問題番号	1
------	---

(1)	①	親族
	②	使用人
	③	定年年齢
	④	被用者年金被保険者等
	⑤	一定の資格
(2)	⑥	要留保額
	⑦	留保すべき金額
	⑧	相当の事由
	⑨	企業型年金加入者
	⑩	過去勤務債務等の現在額

(3)	⑪	労働協約
	⑫	合理的な理由
	⑬	安定的所得の保障
	⑭	退職時の年齢
	⑮	早期に脱退
(4)	⑯	厚生労働大臣
	⑰	五
	⑱	十年国債
	⑲	一
	⑳	いずれか低い率

(⑰と⑲は逆でも可)

問題 2

次の内容が簡潔に書かれていればよい。

(1)

①適格退職年金：基準利率以上として設定。

確定給付企業年金：積立金の運用収益の長期の予測に基づき合理的に定められるもの。
ただし、下限予定利率以上であること。

②適格退職年金：新掛金の適用開始日を、財政再計算日から6ヵ月以内の日とする必要がある。

確定給付企業年金：計算基準日を財政再計算の結果に基づいて掛金の額を算定することとなる日の前一年以内のいずれかの日とする必要がある。

(2)

①確定給付企業年金法施行規則第62条に次の通り規定されている。

当該事業年度の末日における積立上限額は、次のいずれか大きい額に一・五を乗じて得た額とする。

一 次の要件を満たす基礎率を用いて計算した当該事業年度の末日における数理債務の額(給付に要する費用の額の予想額の現価から標準掛金額の予想額の現価を控除した額をいう。以下同じ。)

イ 予定利率は、当該事業年度の末日における下限予定利率とすること。

ロ 予定死亡率は、基準死亡率に、次に掲げる加入者、加入者であった者又はその遺族等の区分に応じそれぞれ定める率を乗じた率とすること。

(1) 加入者 零

(2) 男子であって、加入者であった者又はその遺族((4)に掲げる者を除く。) 〇・九

(3) 女子であって、加入者であった者又はその遺族((4)に掲げる者を除く。) 〇・八五

(4) 障害給付金の受給権者 一・〇((1)に掲げる者を除く。)

ハ その他の基礎率は、前回の財政計算で用いた基礎率とすること。

二 当該事業年度の最低積立基準額

②確定給付企業年金法施行規則第60条及び第61条に次の通り規定されている。

<規則第60条>

法第六十四条第一項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、次のいずれかの額とする。

- 一 当該事業年度の末日において積立金の額が法第六十四条第二項に規定する積立上限額(以下「積立上限額」という。)を上回った額のうち未だ控除していない額に、当該未だ控除していない額に係る当該事業年度の末日から控除する日までの期間に応ずる利子に相当する額(以下この条において「利子相当額」という。)を加算した額又は控除前の掛金の額のいずれか小さい額
 - 二 次条第一号の控除を開始するときから当該事業年度の翌々事業年度の末日までの期間において、積立金の額が積立上限額を上回った額と当該上回った額に係る利子相当額の合計額を掛金の額から均等に控除する場合の額又は控除前の掛金の額のいずれか小さい額
- 2 前項の利子相当額の計算に用いる利率は、当該事業年度の末日における下限予定利率とする。

<規則第61条>

法第六十四条第一項の掛金の額からの控除は、規約で定めるところにより、前条の規定により算定した額を次のとおり控除するものとする。

- 一 遅くとも当該事業年度の翌々事業年度の最初に抛出する掛金の額から控除を開始すること。
- 二 掛金の一部を加入者が負担している場合にあつては、当該掛金の額からの控除後に加入者が負担する掛金の額が当該加入者に係る当該掛金の額からの控除後の掛金の額の二分の一を超えないこと。

(3)

<割引率を設定するにあたっての基本的な考え方>

割引率の基礎とする「安全性の高い長期の債券の利回り」のうち、「長期」とは退職給付の支払時までの平均残存期間を対象にする。なお、この「長期」に該当する債券が存在しない場合、もしくは流通量が少ない場合には、妥当性を考慮した上で、それに準じる期間の債券の利回りを基礎とすることができるものとする。また、当該期間の金利水準の推計値を利用することも考えられるが、その場合にはその推計方法等の妥当性に十分留意する必要がある。

また、「一定期間の債券の利回り変動を考慮」して割引率を設定する場合には、特段の理由のない限り、当該債券の概ね5年以内の実績値のうち、その最大値から最小値の範囲内で合理的に定めることがその水準の妥当性を判断する一つの基準になるものと考えられる。

これらによれば、平均残存勤務期間が十分に長い(概ね20年)場合には、厚生年金基金制度における最低積立基準額(上乘せ部分)算定用の予定利率を使用することも合理的な選択になるものと考えられる。

<割引率を変更するにあたっての重要性基準>

割引率は経済変数的な基礎率に分類できるとされている。経済変数的な基礎率については、インフレ水準等の経済環境の変化に応じて、基本的には見直していくことが必要であるが、その変化が軽微であると考えられる場合には、重要性基準にしたがって見直しを行わないことができる。特に、割引率については、前期末に用いた割引率による退職給付債務と比較して、期末に算定した割引率によるものが10%以上変動することはないと推定される場合には、その見直しを行わないことができることになっている。

問題3

例えば、次のような観点での解答が考えられる。

また、他の観点での解答であっても論理構成が正しく、妥当な内容であれば得点を与える。

(1)

- ・ 規約変更日における制度変更前後の最低積立基準額の差額
- ・ 本人負担分の移換に同意しない場合にあっては当該本人負担分を除く

(2) 次に掲げるいずれの額も下回らない額であること。下回る場合は当該下回る額を掛金として一括拠出しなければならない。

- ・ 規約変更日における数理債務
- ・ 規約変更日における最低積立基準額

(3)

$$A : 1,000 \times 0.2 \times 1.03^{10} \div 15.1 \times (1/1.025^{10} \times 15.8 + 2.1) = 257$$

$$B : 500 \times 0.2 = 100$$

(4)

年金化に伴う追加コストの分（終身年金、給付利率と予定利率の差）、年金受給資格有無によって仮想個人勘定残高と移換相当額に格差が生じる等。

(5)

- ・ 確定拠出年金については、過去分を含めて移行し、かつその移行割合が大きいほど制度全体の退職給付費用の安定化効果が高まる
- ・ 確定拠出年金への移行割合は掛金の拠出限度額の範囲内に設定する必要がある
- ・ 退職給付費用の水準は確定拠出年金の想定利率によって影響を受ける
- ・ 原則、60歳までの給付の引き出しができないため、移行割合が高いと労使合意が得にくい場合がある
- ・ 退職事由に応じた給付格差を設けることができないため、その格差を設ける場合には確定拠出年金以外の制度で調整する必要がある
- ・ 想定利回りが高いと労使合意が得にくい場合がある

問題4

- (1) 確定給付企業年金法施行規則第58条、第59条及び附則に以下のとおりの記載がある。これらの内容が簡潔に書かれていれば良い。

第五十八条 法第六十三条の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、次のいずれかの額とする。

一 当該事業年度の翌事業年度における最低積立基準額の見込額から当該事業年度の最低積立基準額を控除した額に、イの額以上ロの額以下の範囲内で規約で定める額を合算した額

イ 次の表の上欄に掲げる当該事業年度の末日における積立比率(積立金の額の最低積立基準額に対する比率をいう。以下この条及び次条において同じ。)の区分に応じて同表の下欄に定める額

積立比率	額
○・八未満	積立金の額が最低積立基準額を下回る額(以下この表において「不足額」という。)から最低積立基準額に○・二を乗じて得た額を控除した額を五で除して得た額に、最低積立基準額を六十で除して得た額を加算した額
○・八以上○・九未満	不足額から最低積立基準額に○・一を乗じて得た額を控除した額を十で除して得た額に、最低積立基準額を百五十で除して得た額を加算した額
○・九以上一・〇未満	不足額を十五で除して得た額

ロ 積立金の額が最低積立基準額を下回る額

二 当該事業年度の翌々事業年度の初日から起算して七年以内の事業年度の末日における積立比率が一・〇以上となるために必要な毎事業年度の掛金の額の見込額として次に定めるところにより計算した額のうち、当該事業年度の翌事業年度に係る額。ただし、当該翌事業年度に係る額が前号ロの額を超えるときは、前号ロの額とする。

イ 当該事業年度の翌々事業年度以後の積立金の額の見込額の計算に用いる運用利回りは、前回の財政計算で用いた予定利率を上回らないこと。

ロ 最低積立基準額の見込額の算定に用いる予定利率は、当該事業年度の末日における最低積立基準額の算定に用いる予定利率と当該事業年度の翌事業年度の末日における最低積立基準額の算定に用いる予定利率とのいずれか高い率を上回らないこと。

ハ 当該毎事業年度の掛金の額の見込額は、平準的に定められるもの又は毎事業年度における掛金の水準の伸びが前事業年度における掛金の水準の伸びを上回らないように定められるものであること。

第五十九条 事業主は、前条の規定に基づき算定した額が翌事業年度における掛金の額を上回る場合にあっては、規約で定めるところにより、当該上回る額を、掛金として翌々事業年度の掛金の額に追加して拠出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、当該事業年度の末日における積立比率が〇・九以上であって、かつ、当該事業年度の前三事業年度のうち少なくとも二事業年度の積立比率が一・〇以上である場合にあっては、前項の当該上回る額を拠出しないものとする事ができる。

附 則

第二条 平成十九年三月三十一日までの間における第五十八条及び第五十九条の規定の適用については、第五十八条第一項第一号イの表中「六十」とあるのは「百」と、「得た額に、最低積立基準額を百五十で除して得た額を加算した額」とあるのは「得た額」とし、「不足額を十五で除して得た額」とあるのは「零」と、同項第二号中「七年」とあるのは「十年」と、「一・〇」とあるのは「〇・九」と、第五十九条第二項中「〇・九」とあるのは「〇・八」と、「一・〇」とあるのは「〇・九」とする。

(2)

非継続基準の財政検証の基準そのものに関する事項や非継続基準の財政検証に抵触した場合の追加掛金の要・不要の判定基準に関する事項について、自分なりの意見(所見)を入れて、問題点の有無や改善すべきである点についての論述ができていれば良い。

但し、単なる知識の羅列に留まらず、自分の考え方を理路整然と記述していただきたい。論点としては、次のような事項があげられる。また、他の観点での解答であっても論理構成が正しく、妥当な内容であれば得点を与える。

- ・ 非継続基準の財政検証に経過措置が存在すること自体について
- ・ 非継続基準の財政検証の経過措置の期限について
- ・ 基準に抵触した場合の追加掛金の要・不要の判定基準が2種類存在すること
- ・ 最低積立基準額の計算方法に選択肢が存在すること
- ・ 最低積立基準額の予定利率に選択の余地があること